

いつもいっしょに。人と、家族と、この島と。

DAY-GO!

Daido Always by Your Side

けがの保険



愛する人の
ために。



くるまの保険



すまいの保険



けがの保険

3つのDAY-GO! 保険シリーズ

大同火災の「DAY-GO!」は、お客さまとご家族を取り巻く様々なリスクからしっかりお守りし、あんしん・あんぜんをご提供いたします。

「DAY-GO!けがの保険」は、
以下の補償を充実させた
県民の皆さまのための傷害保険です。

ケガ

賠償

その他費用



スポーツ中に

野球の試合中に
ボールが当たり
ケガをした



台風時に

台風時に
飛来物に当たり
ケガをした



自転車に乗っている時に

自転車に乗っている際に
転んでケガをした



身の回りの
様々なリスクから
お守りします！

旅行中に

旅行中に誤って
カメラを落として
壊した



ゴルフ中に

ホールインワンを
達成し、記念品を
配布した



家事の最中に

誤ってベランダから
物を落とし、
通行人にケガをさせた



もしも事故にあってしまったら・・・

事故によるケガや賠償事故の例



剪定作業中に足を踏み外して落下した。

樹木に登って剪定作業を行っていたところ、足を踏み外して落下してしまいました。

入院:180日*

後遺障害認定
(弊社傷害保険契約の事故事例より)
*弊社で認定可能な最大の日数となります。



信号機のない交差点で車と衝突した。

信号機のない交差点で原動機付自転車を運転中に、一時停止を無視して進入してきた車と衝突した。

入院:103日 通院:28日
手術:1回

後遺障害認定
(弊社傷害保険契約の事故事例より)



自転車運転中に、他人と衝突してしまった。

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

賠償額:9,521万円

(出典:「知っていますか?自転車の事故」
一般社団法人日本損害保険協会)



「DAY-GO!けがの保険」のおすすめポイント



Point 1 ふ ほう 訃報広告費用を補償します。

「訃報広告費用補償特約」をセットすることにより、沖縄県では社会的慣習となっている、新聞等への告別式広告の掲載にかかる費用を補償します。

参考: 5cm×2段
11万円程度



Point 2 熱中症についても補償します。

日差しが強い沖縄県にお住まいの皆さまのための補償として、「熱中症危険補償特約」を自動セットいたします。熱中症による身体障害を被った場合に、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。また、一定条件を満たす場合は、死亡保険金についてもお支払いします。



Point 3 補償の重複を解消した商品設計が可能です。

自動車保険加入者向けに、自動車事故によるケガを補償対象外とする特約およびプランをご用意しております。

また、医療保険加入者向けに、入院補償を補償対象外としたプランもご用意しております。

他の保険との補償の重複をなくしたプランで、保険料を抑えられます！



Point 4 自動継続により、契約更新手続きを省略できます。

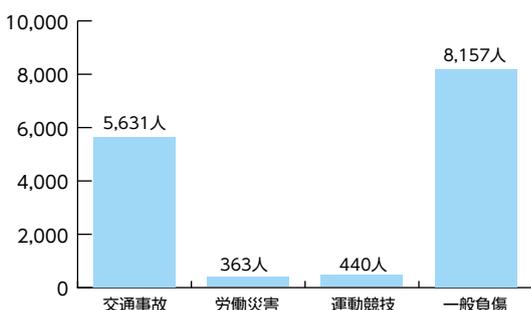
「保険契約の継続に関する特約」を自動セットいたします。ご契約時に定めた年齢まで毎年自動継続されますので、更新ごとの契約手続きの必要がありません(条件によってはセットできない場合があります。)

また、2年目以降(継続契約)の保険料について「自動継続割引」を適用します。



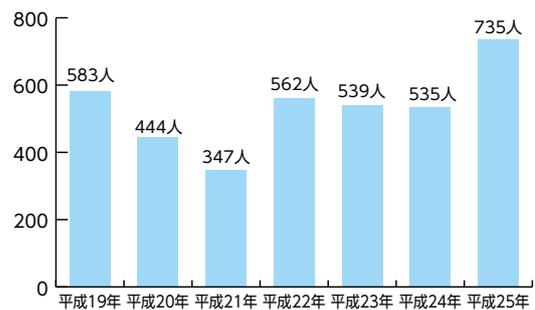
「自分は大丈夫」そう思いませんか？
年間多くの方が、ケガや熱中症で救急搬送されています。

■ 沖縄県で平成24年の1年間にケガで救急搬送された人数



(出典:平成25年 交通白書「救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員(沖縄県)」)

■ 沖縄県で過去に救急搬送された熱中症患者数



(出典:国立環境研究所「平成25年度報告書 救急搬送熱中症患者速報」)

しまんちゅ安心プラン

子育て安心プラン

ゴルフアープラン

自転車プラン

フリープラン

しまんちゅ相談サービス

補償内容の詳細
ご注意いただきたいこと

プラン名	特徴	基本補償
<p>お客様のライフステージに合わせて選べるプラン</p> <h2>しまんちゅ安心プラン</h2> <p>P5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様の家族構成に合わせて被保険者の範囲を設定できます。結婚や出産等、お客様のライフステージに合わせてご選択いただけるプランです。 ●自動車保険および医療保険に加入されているお客様におすすめのプランもございます。補償の重複をなくし、保険料を安く設定することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし（事故の日から180日以内） ■熱中症による身体障害についても補償します ■契約時に定めた年齢^(注)まで、ご契約が自動がありません。 <p>(注) 継続年齢については、満70歳(子育て安心プランの場合は満は、上記年齢まで自動継続となります。</p>
<p>ケガの多いお子さまのためのプラン</p> <h2>子育て安心プラン</h2> <p>P7</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ケガの多いお子さまのリスクを補償します。また、扶養者が亡くなった場合等の育児費用についても補償します。 ●誤ってお店の商品を壊してしまった場合等、被保険者の日常生活中における損害賠償責任を補償するプランもございます。 	<p>お支払いする保険金</p> <p>死亡したとき→死亡保険金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">  <p style="text-align: center;">死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p><small>※熱中症については満23歳未満または学校教育法に定める学校の学生および生徒である場合のみお支払いの対象となります。</small></p> </div>
<p>安心してゴルフをプレーしていただくためのプラン</p> <h2>ゴルファープラン</h2> <p>P8</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ゴルフ中のケガの補償に加えて、他のプレイヤーへの損害賠償責任補償やゴルフ用品の損害などケガ以外の費用も補償します。 ●ゴルフ中はもちろん、日常生活の事故も補償します。 ●ホールインワン・アルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 	<p>後遺障害が残ったとき→後遺障害保険金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">  <p style="text-align: center;">死亡・後遺障害保険金額</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</p> </div>
<p>身近に潜む交通事故のリスクに特化したプラン</p> <h2>自転車プラン</h2> <p>P9</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車利用者等、交通事故によるケガに備えたいお客様にぴったりのプランです。ケガの補償を交通事故のみに限定することにより保険料を安く設定することができます。 ●自転車運転中に他人にケガをさせた場合等、被保険者の日常生活中における損害賠償責任も補償します。 	<p>入院したとき→入院保険金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">  <p style="text-align: center;">入院保険金日額</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">入院日数(180日限度)</p> </div>

<p>上記の定型プランではカバーできないお客様の個別のニーズに対応します。</p> <h2>フリープラン</h2> <p>P10</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様の個別のニーズに応じて、自由に補償内容を設定できます。 ●定型プランでは、保険金額等があらかじめ設定されたプランのみでしかご契約できません。団体契約など個別のニーズがある場合は、フリープランでご契約ください。 	<p>自動セットとなる特約</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: left;"> <p>■熱中症危険補償特約 P12 ①へ</p>  </div> <div style="text-align: left;"> <p>■保険契約の継続に関する特約 (自動継続特約) P12 ②へ</p>  </div> </div>
--	---	---



しまんちゅ安心プラン

子育て安心プラン

ゴルフプラン

自転車プラン

フリープラン

しまんちゅ相談サービス

補償内容の詳細
ご用意いただきたいこと

お客さまの暮らしに合わせたケガ以外の費用を補償します。

ケガ以外の補償

■ 訃報広告費用補償特約 P12 ⑥へ



■ 育英費用補償特約 P12 ⑥へ

■ 日常生活賠償責任特約 (Dプランのみ) P12 ⑦へ



■ 日常生活賠償責任特約 P12 ⑦へ

■ 携行品損害補償特約 P12 ⑧へ

■ ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 P13 ⑨へ



■ 日常生活賠償責任特約 P12 ⑦へ



(各プラン共通)

た場合に、保険金をお支払いします。

す。
的に更新されるため、契約手続き漏れの心配

22歳)が上限となります。保険契約申込書に特に記載がない場合

P11へ

手術を受けたとき→手術保険金



入院保険金日額

×

入院中の手術→10倍、外来の手術→5倍

※ 1事故につき1回の手術に限ります。

通院したとき→通院保険金



通院保険金日額

×

通院日数(90日限度)

自動セットとなる特約

■ 熱中症危険補償特約 P12 ①へ



■ 保険契約の継続に関する特約 (自動継続特約) P12 ②へ



しまんちゅ相談サービス P10へ



「DAY-GO!けがの保険」に加入された方は、無料相談OK!!

個人契約および記名式の団体契約のお客さまは、電話による医療相談、相続相談等のサービスをご利用いただけます。

お客様のライフステージに合わせてピッタリの補償が選べます！

しまんちゅ安心プラン



- 日常生活中におけるケガに加えて、熱中症による身体障害も補償します。
- 沖縄県では社会的慣習となっている新聞等への告別式広告の掲載にかかる費用も補償します。
- 家族構成に合わせて被保険者を設定できます。
- ご加入されている自動車保険や医療保険との補償の重複を一定程度解消し、保険料を安く設定できます。

基本補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合や熱中症となった場合に、保険金をお支払いします。(事故の日から180日以内)



国内・国外を問わず、ご家庭や職場、レジャー中などのケガを補償するよ！



死亡したとき
→ 死亡保険金



後遺障害が残ったとき
→ 後遺障害保険金



入院したとき
→ 入院保険金



手術を受けたとき
→ 手術保険金



通院したとき
→ 通院保険金

熱中症危険補償特約

熱中症による身体障害を補償します。



自動継続特約

契約時に定めた年齢(最高70歳)まで自動継続となります！



※お支払いする保険金の額については、3～4ページの基本補償をご確認ください。

自動
セット

訃報広告費用補償特約



被保険者が日本国内または国外において傷害または疾病を被り、その直接の結果として保険期間中に死亡した場合に、新聞等の「告別式広告」掲載にかかる費用を補償します。

お引受け時

- ◆ 被保険者の範囲: 基本補償が本人型であれば「本人型」、それ以外であれば「家族型」となります。
- ◆ 免責期間: 特約をセットしてから30日以内の損害については、保険金をお支払いできません。ただし、傷害による死亡の場合を除きます(2年目以降の契約には免責期間の適用はありません)。

保険期間中に被保険者が亡くなられた場合

保険金額を限度に、被保険者の親族が実際に負担した告別式広告の掲載にかかる費用をお支払いします。保険金の請求権者は、告別式広告費用を負担した親族^(注)となります。

(注) 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいい、生計を共にすることや、同居の有無を問いません。

P12 6へ

STEP 1 プランを選択してください。

充実のスタンダードプランに加えて、自動車保険(人身傷害補償)や医療保険(入院・手術の補償)との補償の重複を一定程度解消したプランも選択可能です。各プランと補償範囲については以下のとおりです。

プラン	保険金の種類	自動車 ^(注1) 事故によるケガ			自動車 ^(注1) 事故以外の日常生活によるケガ		
		死亡・後遺障害	入院・手術	通院 ^(注4)	死亡・後遺障害	入院・手術	通院 ^(注4)
Aプラン	A1プラン(医療保険加入者おすすめ) ^(注2)	○	×	○	○	×	○
	A2プラン(スタンダード)	○	○	○	○	○	○
Bプラン	B1プラン(自動車保険および医療保険加入者おすすめ) ^(注2,3)	×	×	×	○	×	○
	B2プラン(自動車保険加入者おすすめ) ^(注3)	×	×	×	○	○	○

(注1) 原動機付自転車を含みます。

(注2) 「自動車事故危険補償対象外特約」がセットされます。なお、海外の自動車事故については補償の対象となります。

(注3) 熱中症による入院・手術保険金についてもお支払いの対象となりません。

(注4) 入院を伴わない通院についてもお支払いの対象となります。



しまんちゅ安心プラン

子育て安心プラン

ゴルフアープラン

自転車プラン

フリープラン

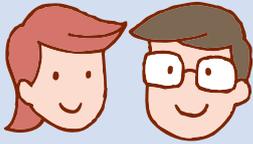
しまんちゅ相談サービス

補償内容の詳細
ご注意いただきたいこと

STEP2 被保険者の範囲を選択してください。

「本人型」「家族型」「夫婦型」「本人・親族型」からライフステージに合わせて選択可能です。
被保険者の範囲については、11ページをご確認ください。

例えば



夫婦型

結婚したので、妻も被保険者に含めたい。



家族型

子どもが生まれたので、家族全員を被保険者に含めたい。

保険料

- ※1 1年目の保険料について、初回保険料の口座振替を行った場合、割引により2年目以降の保険料と同額となります。
- ※2 下記は被保険者本人のご職業が職種級別A級に該当する方の保険料となっております。職種級別B級に該当する場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、職種級別につきましては11ページの職種級別表をご確認ください。

Aプラン

プラン記号		A 1				A 2			
		死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	訃報広告費用	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	訃報広告費用
保険金額	本人	500万円	/	2,000円	20万円	800万円	5,000円	3,000円	30万円
	配偶者	400万円		1,500円	20万円	600万円	3,000円	2,000円	30万円
	その他親族	300万円		1,000円	20万円	400万円	2,500円	1,500円	30万円
		1年目		2年目以降		1年目		2年目以降	
保険料	本人型	一時払	14,930円	14,670円	27,110円	26,670円			
		月払	1,310円	1,280円	2,370円	2,330円			
	家族型	一時払	41,270円	40,500円	70,880円	69,610円			
		月払	3,610円	3,550円	6,200円	6,090円			
	夫婦型	一時払	27,500円	27,010円	47,150円	46,350円			
		月払	2,400円	2,370円	4,120円	4,060円			
	本人・親族型	一時払	31,700円	31,100円	55,340円	54,340円			
		月払	2,780円	2,720円	4,840円	4,750円			

Bプラン(自動車事故危険補償対象外特約セット)

プラン記号		B 1				B 2			
		死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	訃報広告費用	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	訃報広告費用
保険金額	本人	500万円	/	2,000円	20万円	800万円	5,000円	3,000円	30万円
	配偶者	400万円		1,500円	20万円	600万円	3,000円	2,000円	30万円
	その他親族	300万円		1,000円	20万円	400万円	2,500円	1,500円	30万円
		1年目		2年目以降		1年目		2年目以降	
保険料	本人型	一時払	12,230円	11,990円	22,210円	21,800円			
		月払	1,070円	1,040円	1,940円	1,910円			
	家族型	一時払	35,250円	34,550円	60,590円	59,430円			
		月払	3,080円	3,010円	5,290円	5,210円			
	夫婦型	一時払	23,340円	22,870円	39,890円	39,120円			
		月払	2,040円	1,990円	3,480円	3,430円			
	本人・親族型	一時払	27,140円	26,610円	47,410円	46,520円			
		月払	2,370円	2,320円	4,140円	4,080円			

しまんちゅ安心プラン
ご契約時の
注意点

- 被保険者本人の年齢がご契約時において満70歳以上である場合は、「しまんちゅ安心プラン」はご契約できません(フリープランでのご契約となります。)
- 保険料の払込方法は、口座振替のみとなります(初回保険料については手集金も可能です。)
- 上記プランはあくまでお客さまのニーズに合わせておすすめるプランであり、「自動車保険」や「医療保険」にご加入されているお客さまが必ず該当するおすすめプランで契約しなければならないものではありません。
- 「人身傷害補償」がない自動車保険にご加入されている場合、傷害保険と補償内容が重複しないことがありますので、Bプランをご契約の際はご注意ください。

ケガが多いお子さまをしっかりと守ります！

子育て安心プラン



- ご家庭や通学中、レジャー中など、ケガの多いお子さまに特化したプランです。
- 日常生活中におけるケガに加えて、熱中症による身体障害も補償します。
- 扶養者が亡くなられた場合等の育英費用についても補償します。
- 日常生活中における賠償事故に備えたプランも選択可能です。

※被保険者は、年齢がご契約時において満22歳未満で扶養者がいらっしゃる方に限ります。

基本補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合や熱中症となった場合に、保険金をお支払いします。(事故の日から180日以内)



ケガが多い
お子さまを
手厚く補償するよ！



死亡したとき
→死亡保険金



後遺障害が残ったとき
→後遺障害保険金



入院したとき
→入院保険金



手術を受けたとき
→手術保険金



通院したとき
→通院保険金

熱中症危険補償特約

熱中症による
身体障害を補
償します。



自動継続特約

契約時に定めた年齢
(最高満70歳)まで自
動継続となります！



※お支払いする保険金の額については、3～4ページの基本補償をご確認ください。

自動
セット

育英費用補償特約



扶養者の方が急激かつ偶然な外
来の事故によりケガをした結果、
死亡または重度の後遺障害になら
れた場合に、お子さま(被保険者)
の育英費用を補償します。P12⑥へ

Dプラン
のみ
セット

日常生活賠償責任特約



日常生活(スポーツ中や自転車
搭乗中も対象)中の偶然な事故に
より法律上の損害賠償責任を負担
した場合、保険金額を限度に、損害
賠償金をお支払いします。P12⑦へ

保険料

※1 1年目の保険料について、初回保険料の口座振替を行った場合、割引により2年目以降の保険料と同額となります。

※2 下記は被保険者本人のご職業が職種別A級に該当する方の保険料となっております。職種別B級に該当する場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、職種別別につきましては11ページの職種別別表をご確認ください。

Cプラン

プラン記号	C1				C2			
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	育英費用	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	育英費用
保険金額	335万円	1,500円	1,000円	400万円	570万円	3,000円	2,000円	1,000万円
	1年目		2年目以降		1年目		2年目以降	
保険料	11,480円		11,290円		22,890円		22,530円	
	一時払							
	月払		990円		2,000円		1,970円	

Dプラン(日常生活賠償責任特約セット)

プラン記号	D1					D2				
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	育英費用	賠償責任	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	育英費用	賠償責任
保険金額	335万円	1,500円	1,000円	400万円	3,000万円	570万円	3,000円	2,000円	1,000万円	1億円
	1年目		2年目以降			1年目		2年目以降		
保険料	12,520円		12,310円			24,090円		23,710円		
	一時払									
	月払		1,080円			2,110円		2,070円		

子育て安心
プラン
ご契約時の
注意点

- 被保険者となるお子さまは1名のみです。複数のお子さまへの補償をご希望される場合には、お子さまそれぞれを被保険者とする契約を個別にご契約いただく必要があります。
- 被保険者の年齢がご契約時において満22歳以上である場

- 合は、「子育て安心プラン」はご契約できません(他のプランでのご契約となります)。
- 保険料の払込方法は、口座振替のみとなります(初回保険料については手集金も可能です)。

次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡に関する保険金額は同種の他の保険契約等と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。

- ①被保険者が保険期間開始時点で15歳未満の場合
- ②ご契約者と被保険者が異なり、被保険者の同意が確認できない場合

ゴルフプレー中のあらゆるリスクからお守りします！

ゴルファープラン



- ゴルファーの皆さまをしっかりお守りし、安心してゴルフをプレーしていただくためのプランです。
- ゴルフプレー中のケガや熱中症、賠償事故、ゴルフ用品の損害まで幅広く補償します。
- ゴルフプレー中以外の日常生活中についても同様に補償します。

基本補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合や熱中症となった場合に、保険金をお支払いします。(事故の日から180日以内)



ゴルフプレー中を含めた日常生活での損害を補償するよ！



死亡したとき
→死亡保険金



後遺障害が残ったとき
→後遺障害保険金



入院したとき
→入院保険金



手術を受けたとき
→手術保険金



通院したとき
→通院保険金

熱中症危険補償特約

熱中症による身体障害を補償します。

自動継続特約

契約時に定めた年齢(最高満70歳)まで自動継続となります！

※お支払いする保険金の額については、3～4ページの基本補償をご確認ください。



自動
セット

日常生活賠償責任特約



日常生活(スポーツ中や自転車搭乗中も対象)中の偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合、保険金額を限度に、損害賠償金をお支払いします。 P12 ⑦へ

自動
セット

携行品損害補償特約



ゴルフ用品をはじめ、被保険者が住宅外で携行している被保険者所有の身の回り品について生じた損害を補償します。 P12 ⑧へ

自動
セット

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合、習慣として負担する贈呈用の記念品購入費用、祝賀会費および記念植樹費用等の実費について保険金額の範囲内でお支払いします。 P13 ⑨へ



保険料

- ※1 1年目の保険料について、初回保険料の口座振替を行った場合、割引により2年目以降の保険料と同額となります。
- ※2 下記は被保険者本人のご職業が職種級別A級に該当する方の保険料となっております。職種級別B級に該当する場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、職種級別につきましては11ページの職種級別表をご確認ください。

Eプラン

プラン記号	E1						E2					
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	賠償責任	携行品	ホールインワン・アルバトロス費用	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	賠償責任	携行品	ホールインワン・アルバトロス費用
保険金額	240万円	1,400円	900円	3,000万円	10万円	30万円	580万円	3,000円	2,000円	1億円	20万円	50万円
	1年目			2年目以降			1年目			2年目以降		
保険料	11,390円			11,190円			22,850円			22,470円		
	1,000円			990円			2,000円			1,960円		

ゴルファー
プラン
ご契約時の
注意点

- 被保険者本人の年齢がご契約時において満70歳以上である場合は、「ゴルファープラン」はご契約できません(フリープランでのご契約となります)。
- 保険料の払込方法は、口座振替のみとなります(初回保険料については手集金も可能です)。



しまんちゅ安心
プラン

子育て安心
プラン

ゴルファー
プラン

自転車プラン

フリープラン

しまんちゅ相談
サービス

補償内容の詳細
ご注意ください

交通事故に特化した、自転車利用者に安心の補償！

自転車プラン



- ケガの補償を交通事故に限定した、自転車利用者にぴったりのプランです。
- 交通事故によるケガに加えて、熱中症による身体障害も補償します。
- 自転車運転中に他人にケガをさせてしまった場合等、日常生活中における賠償事故も補償します。

基本補償

急激かつ偶然な外来の事故(交通事故に限る^(※))によりケガをした場合や熱中症となった場合に、保険金をお支払いします。(事故の日から180日以内)

(注)「交通事故危険のみ補償特約」が自動セットとなります。 **P12 4へ**



死亡したとき
→死亡保険金



後遺障害が残ったとき
→後遺障害保険金



入院したとき
→入院保険金



手術を受けたとき
→手術保険金



通院したとき
→通院保険金

※お支払いする保険金の額については、3～4ページの基本補償をご確認ください。



ケガの補償を交通事故に限定することで保険料を安く設定したプランだよ！

熱中症危険補償特約

熱中症による身体障害を補償します。



自動継続特約

契約時に定めた年齢(最高満70歳)まで自動継続となります！



自動
セット

日常生活賠償責任特約



日常生活(スポーツ中や自転車搭乗中も対象)中の偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合、保険金額を限度に、損害賠償金をお支払いします。

P12 7へ



平成25年の自転車関連事故の発生件数は全国で
121,040件!^{*}

これは、交通事故全体の19.2%に当たります。搭乗者のケガはもちろん、加害者になった場合は数千万円の高額な損害賠償責任が生じることも…この損害賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。万が一の事故への備えは万全ですか？

※警察庁「自転車関連事故の状況」より

■ 自転車での加害事故例

賠償額	事故の概要
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさずに走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15年9月30日判決)

(出典:「知っていますか?自転車の事故」一般社団法人日本損害保険協会)

保険料

※1 1年目の保険料について、初回保険料の口座振替を行った場合、割引により2年目以降の保険料と同額となります。

※2 下記は被保険者本人のご職業が職種級別A級またはB級に該当する方の保険料となっております。なお、職種級別につきましては11ページの職種級別表をご確認ください。

Fプラン(交通事故危険のみ補償特約セット)

プラン記号	F1				F2			
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	賠償責任	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	賠償責任
保険金額	720万円	6,500円	4,000円	3,000万円	1,000万円	9,000円	5,800円	1億円
保険料	1年目		2年目以降		1年目		2年目以降	
	一時払	11,420円	11,200円		15,930円	15,640円		
	月払	1,000円	990円		1,400円	1,360円		

自転車プランご契約時の注意点

- 被保険者本人の年齢がご契約時において満70歳以上である場合は、「自転車プラン」はご契約できません(フリープランでのご契約となります)。
- 保険料の払込方法は、口座振替のみとなります(初回保険料については手集金も可能です)。

定型プランではカバーできない個別のニーズに対応！

フリープラン



- フリープランでは、定型プランではカバーできないお客さまの個別のニーズに対応します。
定型プラン以外の補償内容をご希望のお客さまはフリープランをご契約ください。
- フリープランをご契約の場合、補償内容^(注1)や保険金額をお客さまの個別のニーズに応じて選択できます^(注2)。
- フリープランをご契約の場合でも、「熱中症危険補償特約」および「保険契約の継続に関する特約(自動継続特約)」^(注3)は原則自動セットとなります。

(注1)「傷害医療費用保険金支払特約」等、定型プランでセットできる特約以外の特約をセットすることも可能です。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
(注2)被保険者の年齢やご職業および他の保険契約の有無等によってお引受けする保険金額や引受条件等を制限する場合があります。
(注3)補償内容により自動継続できる年齢が異なる場合や特約をセットできない場合があります。
※特約の内容については、12、13ページをご確認ください。

フリープランでのご契約となる場合

以下のような場合には、フリープランでのご契約となります。

個人契約		● 定型プラン以外の補償内容・保険金額でご契約する場合
団体契約	その他団体	● 1契約あたりの被保険者数が2名(家族)以上の場合 ● 1契約あたりの被保険者数が20名(家族)以上かつ一般団体契約に該当しない場合
	一般団体	● 団体類型基準に適合する団体ご契約者、被保険者とする場合
団体扱・集団扱		● 企業・官公署等の「団体」に所属する方がご契約者となる場合 ● 「集団」の構成員等がご契約者となる場合
包括契約	一般包括	● 個々の被保険者ごとに契約手続きを行わなくても、あらかじめ定められた条件に該当する被保険者については自動的に保険責任を発生させることを約定する契約の場合 ● 下記以外の包括契約の場合
	商品付帯	● 商品の製造業者または販売業者等を保険契約者とし、保険契約者が保険料の全額を負担して商品の直接の購入者等を被保険者とする包括契約の場合

しまんちゅ相談サービス 「DAY-GO!けがの保険」に加入された方は、無料相談OK!!

個人契約および記名式の団体契約のお客さまは、電話による医療相談、相続相談等のサービスをご利用いただけます。

受付時間

- 医療相談(①～⑦) / 24時間・365日
- 相続相談(⑧、⑨) / 午前10:00～午後6:00
(土日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

※しまんちゅ相談サービスの詳細は「ご契約のしおり」に掲載しております。利用規約をご覧ください。



■ サービス内容

	内 容
① 健康相談	病気の悩み、子育ての不安、生活習慣改善相談、女性医療相談、こころの相談、介護の相談等にお答えします。
② 緊急医療相談	「受診の緊急度はどのくらいか」「受診までにできることはないか」等のご相談にお答えします。
③ 医療機関案内	最適な医療機関を数件選定し、診療時間情報や予約方法のお知らせを行います。
④ 入院時相談	入院時の一般的なアドバイスや健康、治療に関するアドバイスを行います。
⑤ 予約制専門医相談	予約により専門科指導医がご相談にお答えします。
⑥ 転院時移送手配	転院する際の移送の手配をします。
⑦ がん専用相談窓口	がんに関する様々なお悩みにお答えします。
⑧ 相続相談	相続に関する相談に専門相談員が対応します。予約により、弁護士・税理士などに直接相談することも可能です。
⑨ 税理士紹介	お客さまの現状やご希望をヒアリングし、相続にあたっての費用や具体的対応等のご相談、お見積りまで無料で対応します。

相談例

- 最近太ってきたため、体調改善を考えている。
- 頭痛と吐き気があるが、医療機関で受診すべきか迷っている。
- 子どもがやけどをしてしまったが、応急処置をどうしていいかわからない。
- 夜中に子どもが高熱を出したが、これから受診できる医療機関はないか。
- 国内旅行中にケガをしてしまったが、一番近い病院を教えてください。
- 入院中であり転院を考えているが、手配が大変そうなのでお願いしたい。
- 医療機関で受診する前に専門医に相談したい。
- がんについて不安があるため、色々話を聞いてみたい。
- 相続について、連絡の取れない相続人がいるため、対応方法について相談したい。
- 相続にあたって費用がどれくらいかかるのかを具体的に税理士へ相談したい。



しまんちゅ安心プラン

子育て安心プラン

ゴルフ安心プラン

自転車安心プラン

フリープラン

しまんちゅ相談サービス

補償内容の詳細
ご注意ください

補償内容の詳細

1. 被保険者としてご加入いただける方

しまんちゅ安心プラン・ゴルフープラン・自転車プラン	子育て安心プラン	フリープラン
被保険者本人のご職業が職種別A級またはB級に該当し、かつ満70歳未満の場合	被保険者本人のご職業が職種別A級またはB級に該当し、かつ満22歳未満で扶養者がいらっしゃる場合	被保険者本人のご職業が職種別A級またはB級に該当する場合

● 職種別表

職種別A級	職種別B級
事務系社員、小・中学校の教員、医師、弁護士、公認会計士、税理士、理容師、調理人、販売員など「職種別B級」および下記「特別危険な職業」欄記載の職業以外の方	農林業作業、漁業作業、採鉱・砕石作業、木・竹・草・つる製品製造作業、自動車運転者、建設作業
特別危険な職業（該当される方は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。）	
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)力士およびその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業	

2. 被保険者の範囲

定型プラン	被保険者の範囲	セットされる特約 ^(注1)	対象となる被保険者		
			本人 ^(注2)	配偶者	親族 ^(注3)
しまんちゅ安心プラン	本人型	・熱中症危険補償特約 ・保険契約の継続に関する特約 ・訃報広告費用補償特約	○	-	-
	家族型(家族補償特約セット)		○	○	○
	夫婦型(夫婦補償特約セット)		○	○	-
	本人・親族型(本人・親族補償特約セット)		○	-	○
子育て安心プラン	本人型	・熱中症危険補償特約 ・保険契約の継続に関する特約 ・育英費用補償特約	○	-	-
ゴルフープラン	本人型	・熱中症危険補償特約 ・保険契約の継続に関する特約 ・日常生活賠償責任特約 ・携行品損害補償特約 ・ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	○	-	-
自転車プラン	本人型	・熱中症危険補償特約 ・保険契約の継続に関する特約 ・交通事故危険のみ補償特約 ・日常生活賠償責任特約	○	-	-

(注1) 選択するプランにより、他の特約がセットされる場合があります。

(注2) 保険契約申込書の「被保険者ご本人」欄記載の方をいいます。

(注3) 家族型においては、本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)・別居の未婚の子をいいます。

本人・親族型においては本人と生計を共にする同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)・別居の未婚の子をいいます。

※1 上記の家族構成は、保険支払事由発生時のものをいいます。

※2 上記定型プラン以外に、補償内容を個別に設定できるフリープランでのご契約も可能です。

3. 補償内容

保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり」等をご参照ください。また、次の保険金は組み合わせいただくことが可能です。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ・無免許運転、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ・頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ・妊娠・出産・早産・流産 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー等の危険な運動中のケガ ・道路以外の場所で自転車、オートバイ、原動機付自転車等による競技、競争、興行、試運転をしている間のケガ など
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注1) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 (注2) 後遺障害等級限定補償特約をセットした場合には、お支払いの対象となる後遺障害が3級以上または7級以上に限定されます。	※次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除し保険金の全部または一部をお支払いいたしません。 ● 保険契約者、被保険者、保険金受取人が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、また被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 など
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額 × 入院日数(180日間限度) (注1) 事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。 (注2) 入院保険金支払限度日数変更特約をセットした場合には、お支払いとなる限度日数は30日となります。	
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため手術を受けた場合	入院保険金日額 × 10倍または5倍* ※入院中の手術⇒10倍、外来の手術⇒5倍 (注1) 手術とは次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術。 ただし、創傷処理/皮膚切開術/デブリードマン/骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術/抜歯手術を除きます。 ② 先進医療に該当する手術。 ただし、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、かつ、 (注2) 1事故につき、1回の手術に限り、かつ、	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする額	保険金をお支払いできない主な場合
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診による治療を含みます。)された場合	$\text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(90日間限度)}$ <small>(注1) 通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガにより弊社で定める所定の部位*を固定するために医師の指示によりギプス等を装着したときは、その日数についても通院したものとみなします。手指や足指の骨折で「指」のみをギプスで固定した場合等については対象外となります。 ※①長管骨または脊柱②長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限ります。③肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。 (注2) 事故の日から180日以内の通院が対象となります。 (注3) 通院保険金支払限度日数変更特約をセットした場合には、お支払いとなる限度日数は30日となります。</small>	

4. ご希望によりセットできる主な特約とその補償内容

セットできる主な特約およびその概要は次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり」等をご参照ください。また、ご契約される保険によってはセットできない場合もございます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

特約	概要
① 熱中症危険補償特約	<p>日射または熱射による身体障害を被った場合に、普通保険約款に規定する、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。また、事故時点において被保険者が次のいずれかに該当する場合は、死亡保険金についてもお支払いの対象となります。なお、本特約については、原則自動セットとなります。</p> <p>① 満23歳未満であること ② 学校教育法に定める学校の学生および生徒であること</p>
② 保険契約の継続に関する特約	<p>ご契約者と弊社との間でご契約時に定めた保険契約申込書記載の継続年齢^(注1)まで、保険契約が満了する日のご契約内容と同一のご契約内容^(注2)で毎年自動的に保険契約を継続します。なお、本特約については、原則自動セット^(注3)となります。また、自動継続は、保険契約が満了する月の前月10日までにご契約者または弊社から申し出ることにより、停止することができます。 <small>(注1) 継続年齢については、満70歳(育児費用補償特約がセットされた場合は満22歳)が上限となります。保険契約申込書に特に記載がない場合は、上記年齢まで自動継続となります。 (注2) 普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更になります。 (注3) 次の契約等については、本特約はセットされません。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。 ○短期契約 ○団体契約 ○団体級・集団級契約 ○「特別危険補償特約」をセットする契約等、一部の個人契約</small></p>
③ 自動車事故危険補償対象外特約	<p>日本国内において、被保険者がその身体に被った次にあげるケガ^(注1)に対しては保険金をお支払いしません。</p> <p>① 運行中の自動車^(注2)との衝突、接触等の交通事故または運行中の自動車^(注2)の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ ② 運行中の自動車^(注2)の正規の乗車装置もしくは当該装置のある室内に搭乗している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ</p> <p><small>(注1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。 (注2) 原動機付自転車を含みます。</small></p>
④ 交通事故危険のみ補償特約	<p>被保険者がその身体に被った次のいずれかに該当するケガ^(注1)に限り、保険金をお支払いします。</p> <p>① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具^(注2)の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ ② 運行中の交通乗用具^(注2)の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具^(注2)の乗降場構内にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ ③ 道路通行中の被害者に生じた作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故 ④ 被保険者が、交通乗用具^(注2)の火災によって被ったケガ</p> <p><small>(注1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注2) 交通乗用具とは、自動車、自転車、電車、航空機、船舶などをいいます。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。</small></p>
⑤ 育児費用補償特約	<p>扶養者が事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害を被った場合には、扶養者に扶養されなくなることにより、被保険者が被る損失に対して、育児費用保険金をお支払いします。ただし、扶養者は1被保険者につき、保険証券に記載の者1名に限ります。 ※ 被保険者が保険期間の末日において、満23歳未満または学校教育法に定める学校の学生および生徒である場合に限ります。</p>
⑥ 訃報広告費用補償特約	<p>本特約の被保険者が日本国内または国外において傷害または疾病を被り、その直接の結果として死亡した場合に、新聞等の訃報広告^(注1)掲載にかかる費用^(注2)を補償します。 <small>(注1) 新聞等に掲載される、葬儀・告別式の案内や告別式会葬御礼等の広告をいいます。 (注2) 被保険者の傷害または疾病による死亡が保険期間中であらば、訃報広告費用の発生が保険期間中であるか否かは問いません。</small></p> <p>※1 被保険者の範囲については以下のとおりです。 しまんちゅ安心プラン:基本補償が本人型であれば「本人型」、それ以外であれば「家族型」となります。 フリープラン:基本補償に連動せず、「本人型」「家族型」の2パターンから選択可能です。 ※2 特約をセットしてから30日以内の損害については、保険金をお支払いできません。ただし、傷害による死亡の場合を除きます(2年目以降の契約には免責期間の適用はありません。) ※3 本特約の内容については、保険金請求が可能となる方に対しても必ずご説明ください。</p>
⑦ 日常生活賠償責任特約	<p>日本国内において、日常生活の偶然な事故や自宅の所有または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担した場合、1事故につき保険証券記載の保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用のうち、あらかじめ当会社の書面による同意を得た費用等もお支払いします(賠償金額の決定には弊社の承認を必要とします。)</p> <p>※1 被保険者の範囲については、基本補償に連動せず、「家族型」となります。 ※2 法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申し出により、示談交渉をお引き受けします。ただし、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合や損害賠償請求権者が弊社との交渉に同意しない場合、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒んだ場合等、条件によっては示談交渉をお引き受けできない場合がありますのでご注意ください。 ※3 被保険者またはそのご家族が既に他の保険で同種のご契約をされている場合には、補償が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。</p>
⑧ 携行品損害補償特約	<p>偶然な事故によって、保険の対象について生じた損害を補償します。保険の対象は、被保険者の居住の用に供される住宅(敷地含む)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。ただし、次に掲げるものは含まれません。</p> <p>① 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ② 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ③ 携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</p>



しまんちゅ安心プラン

子育て安心プラン

ゴルフアー

自転車プラン

フリープラン

しまんちゅ相談サービス

補償内容の詳細に注意してください

補償内容の詳細

特 約	概 要
⑧ 携行品損害補償特約	④ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物 ⑤ 動物および植物 ⑥ 手形その他の有価証券(小切手は除きます。)、印紙、切手⑦ 預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ⑨ その他保険証券記載の物 ※1 被保険者の範囲については以下のとおりです。 ゴルフープラン: 基本補償と同様に、「本人型」となります。 フリープラン: 基本補償に連動せず、「本人型」「家族型」「夫婦型」「本人・親族型」の4パターンから選択可能です。 ※2 免責金額は3,000円です。
⑨ ホールインワン・アルパトロス費用補償特約	アマチュア資格のゴルファーが、日本国内のゴルフ場において「ゴルフ競技 ^(注1) 」中にホールインワンまたはアルパトロスを達成した場合、習慣として負担する贈呈用の記念品購入費用、祝賀会費および記念植樹費用等の実費について保険金額の範囲内でお支払いします。 ^{(注2)(注3)} (注1)「ゴルフ競技」とは、他の競技者1名以上と同伴(公式競技の場合は、他の競技者との同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。 (注2)ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払額はそれらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。 (注3)ホールインワンまたはアルパトロスの確認については、以下のいずれかの要件が必要となります。 ① 次に掲げる者の両方(公式競技においてはいずれか一方)が目撃していること ア. 同伴競技者 イ. 帯同者およびゴルフコンペ参加者を除く、同伴競技者以外の第三者* * 具体的には次の方をいいます。 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティープレイヤー など ② 記録媒体に記録された映像等の達成証明資料により、ホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できること ※被保険者の範囲については以下のとおりです。 ゴルフープラン: 基本補償と同様に、「本人型」となります。 フリープラン: 基本補償に連動せず、「本人型」「家族型」「夫婦型」「本人・親族型」の4パターンから選択可能です。
⑩ 傷害医療費用保険金支払特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として治療を受けた場合、事故発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が負担した次のいずれかに該当する費用 ^(注) で社会通念上妥当と認められる金額を、保険証券記載の保険金額を限度としてお支払いします。 ① 被保険者が治療のために病院等に支払った費用 ② 入院、転院または退院のための被保険者に係る移送費および交通費 ③ 被保険者以外の医師の指示による治療費用、薬剤、治療材料、医療器具購入費用またはその他必要と認められた費用 (注) 公的医療保険制度または労働者災害補償制度による給付、第三者より支払われた損害賠償金、保険金または共済金以外のその他給付等があるときはその額を、被保険者が負担した費用から差し引きます。

ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 契約締結時における注意事項(告知義務等)

保険契約申込書に☆または★が付された事項はご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なっている場合にはご契約を解除することがあります。解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)

2. 死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人に指定される場合は必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにご契約をされた場合には保険契約が無効となります。なお、特定の方を死亡保険金受取人に指定される場合には、被保険者の署名および捺印、その他弊社の定める書類が必要となります。

また、企業などがご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とするご契約については、被保険者のご家族などに対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

3. 引受条件について(保険金額等)

- ① 保険金額の設定について、次の点にご確認ください。実際にご契約いただくお客さまの保険金額は保険契約申込書をご確認ください。
 - ア. 被保険者の方の年齢・年取等に照らして、適正な金額となるように設定してください。
 - イ. 入院保険金日額、通院保険金日額はそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められます。
 - ウ. 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡に関する保険金額は被保険者ごとと同種の他の保険契約等と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。

- 被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
- ご契約者と被保険者が異なり、被保険者の同意が確認できない場合

- ② 被保険者が保険開始日時時点で満70歳以上である場合や、これまでに保険金の請求頻度が著しく高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、新規契約および継続する契約ともに契約条件を見直していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

4. 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は1年間です。また、1年未満の短期契約や引受条件によっては1年超の長期契約も可能です。ただし、「**保険契約の継続に関する特約**」をセットした場合、保険期間は1年に限り、次年度以降は自動的に継続されます。実際にご契約いただくにあたってのお客さまの保険期間は保険契約申込書をご確認ください。

5. 責任開始期

保険責任は保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書またはセットする特約にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に開始します。保険料は特定の特約をセットした場合を除き、ご契約と同時に支払いください。保険期間が始まった後も**保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いすることができません。**

6. 保険料

保険料は保険金額・保険期間、被保険者ご本人のご職業等により決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料については保険契約申込書にてご確認ください。



しまんちゅ安心
プラン

子育て安心
プラン

ゴルフ
プラン

自転車
プラン

フリー
プラン

しまんちゅ相談
サービス

補償内容の詳細
ご注意ください

7. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は次のとおりです。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、ご契約の払込方法については保険契約申込書でご確認ください。

主な払込方法	一時払	分割払	
		6回払	12回払
直接集金 ^(注1)	○	×	○ ^(注4) (10%割増)
口座振替 ^(注2)	○	×	○(5%割増)
団体扱・集団扱 ^(注3)	○(5%割引)	○	○

(注1) 直接集金では、取扱代理店が保険料を直接領収いたします。また、保険契約締結のお手続きの際に第1回目の保険料をお支払いください(一時払の場合は、保険料の全額をお支払いください)。

(注2) 口座振替では、弊社の指定する金融機関の口座から、毎月26日にお引き落としいたします。26日が休業日の場合は翌営業日にお引き落としいたします。

(注3) お勤め先や所属されている集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、給与天引き等による集金が可能です(団体扱契約・集団扱契約)。なお、団体扱・集団扱をお選びいただけるのは、保険期間1年のご契約のみです。

(注4) 直接集金の12回払については一般団体の場合のみ選択可能です。

8. 満期返れい金・契約者配当金について

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 契約締結後における留意事項(通知義務等)

保険契約申込書に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことや保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、通知義務の対象には該当しませんが、ご契約者の住所などを変更した場合も取扱代理店または弊社までご連絡ください。

2. 解約返れい金について

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約の条件によっては、弊社の定めるところによ

り未経過期間に相当する保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

3. ご契約の継続について

次のような場合には、保険期間終了後、ご契約が継続できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- ① 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合
- ② 被保険者の年齢が70歳以上の場合

その他ご注意いただきたいこと

- 保険料のお支払いの際には、弊社所定の領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- ご契約のお申し込みを撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 損害保険制度が健全に運営され、保険金のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいた上でご契約ください。

万が一事故が起きた場合には

- すぐに取扱代理店または弊社事故受付センター窓口にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡がない場合は、保険金のお支払いが遅れることやお支払いができないことがありますのでご注意ください。
- 賠償をしなければならぬと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。なお、重複する他の保険契約等がある場合には、他の契約等から既に保険金が支払われていた時は、弊社のお支払いする保険金からそれらの額の合計額が差し引かれることがあります。

- 事故により高度障害状態になり、意思能力を喪失した場合など被保険者に保険金を請求できない特別な事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合には、当会社の承認を得て、所定の方が被保険者の代理人(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記^(注)をご覧ください。)が保険金を請求することができます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、本制度については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者

② 被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合)

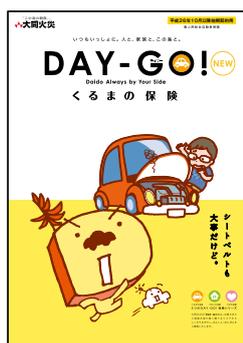
③ 上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族(上記①、②の方がいない場合または上記①、②の方に保険金を請求できない事情がある場合)

このパンフレットは「DAY-GO! けがの保険」(傷害総合保険)の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご契約いただいで有効に成立した保険契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。



あんしん・あんぜんをご提供する3つのDAY-GO!保険シリーズ

大同火災の「DAY-GO!」は、「安心」「充実」「納得」「家族」をコンセプトに、暮らし(DAY)のさまざまなリスクをカバーする総合保険として、お客さまとご家族をしっかりお守りし、充実の補償をご提供いたします。



▲くるまの保険
どんな自動車事故も
これであんしん!



▲すまいの保険
あらゆるリスクから
すまいをお守りします。



▲けがの保険
万が一のケガから
お客さまをお守りします。

Web約款のご利用をおすすめしています。

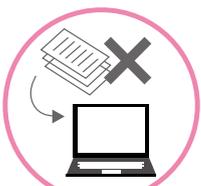


「Web約款」は、インターネットを利用して、弊社のホームページでご覧いただける約款です。ご契約時に、「冊子の約款」の送付に代えて、「Web約款」を選択いただいた場合、弊社より沖縄県の「サンゴ礁保全・再生活動」を行う団体等に寄付させていただきます。また、

「Web約款」のご利用は紙の資源である森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全促進活動」に全社を挙げて取り組んでまいります。



申込書にてWeb約款をご選択いただく。



紙やインク、エネルギーが削減される。



紙資源となる森林保全に貢献する。



サンゴ保全活動に寄付する。



沖縄のサンゴを育む。

詳しい情報については、弊社ホームページ (<http://www.daidokasai.co.jp/>) に掲載しています。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間：午前9:00～午後5:00
(土日・祝日および12/31～1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 ☎️ 0120-671-071 (お客さま相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望 ☎️ 0120-331-308 (お客さま相談センター)

万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター

受付時間：平日(午前9:00～午後5:00)

TEL.098-869-3119 (事故受付センター)

受付時間：平日夜間(午後5:00～翌朝9:00) 土日・祝日および12/31～1/3

☎️ 0120-091-161 (事故受付センター)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル ☎️ 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9:15～午後5:00(土日・祝日および12/30～1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

「この島の損保。」

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <http://www.daidokasai.co.jp/>

「DAY-GO! けがの保険」は傷害総合保険のペットネームです。

●お申し込み・お問い合わせは